監 発 第 ６ １ 号
令和８年１１月１７日

酒田市長　　矢 口 明 子　 様

酒田市監査委員　大 石　　薫
（公 印 省 略）

酒田市監査委員　田 中　　斉
（公 印 省 略）

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第１９９条第４項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第９項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第１４項の規定により通知くださるようお願いします。

記

１　監査対象及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
八幡総合支所	8 月 31 日	9 月 29 日～ 11 月 16 日	10 月 15 日
松山総合支所	8 月 31 日	9 月 29 日～ 11 月 16 日	10 月 16 日
平田総合支所	8 月 31 日	9 月 28 日～ 11 月 16 日	10 月 19 日

２　監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

３　監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

４　監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

八幡総合支所

注意事項

【事務事業】

〇事務決裁規程の決裁区分を誤ったもの

その他業務委託の契約に係る契約伺の決裁責任者は、酒田市事務決裁規程第３条（別表第１）の規定により、予定価格の額に応じて区分されている。しかし、決裁区分を誤って手続を進めたものがあった。

酒田市事務決裁規程にのっとり適正な事務執行を行うこと。

【内容】

・令和８年度　八幡タウンセンター、八幡交流ホール・第３会議室・第４会議室

受付業務委託【単価契約】

決　　裁　　者：八幡総合支所長

決裁すべき者：契約検査課長